

令和元年 第3回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和元年 12 月 25 日

愛知中部水道企業団議会

令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

第 1 号 (12月25日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	5
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
一般質問	10
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
企業長あいさつ	20
閉会の宣告	21
署名議員	22

愛知中部水道企業団告示第12号

令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月4日

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢 治

1 期 日 令和元年12月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	林	ゆきひろ	議員
3 番	月	岡	修	一	議員	4 番	小 野 田	利 信	議員
5 番	宮	田	康	之	議員	6 番	渡 邊	明 子	議員
7 番	広	瀬	裕	久	議員	8 番	塚 本	克 彦	議員
9 番	岡	本	守	直	議員	1 0 番	青 山	直 道	議員
1 1 番	石 じ ま	き よ し			議員	1 2 番	なかじま	和 代	議員
1 3 番	菱 川	和 英			議員	1 4 番	石 橋	直 季	議員
1 5 番	山 下	茂			議員				

不応招議員（なし）

令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	林 ゆきひろ	水道水源環境保全基金を活用した森林整備事業について 《質問要旨》 水道水源環境保全基金、森林整備事業の現状についてお尋ねします。 ① 水道水源環境保全基金を活用した森林整備事業ですが、長野県木曽川上流域の森林整備で年間600haの整備及び作業道整備、獣害・虫害対策で、毎年上限3200万円の助成を行うと実施計画にあります。しかし、平成28年度の助成額は約2586万円で601haの森林整備ですが、平成29年度は約2989万円で573haの森林整備、平成30年度は2603万円で474haの森林整備で計画通りに進んでいないようです。この主な要因をお聞かせ下さい。 ② 現状ある水道水源環境保全基金はいくらあるのか。

令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 ゆきひろ	議案第10号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について 《質疑事項》 債務負担行為における「営業業務委託」及び「給水受付事務業務委託」について 《質疑要旨》 1. 「営業業務委託」及び「給水受付事務業務委託」について これまで行ってきた委託業務の内容で追加する業務、削減する業務はあるか。 また、契約限度額はこれまでと比較して、増減はあるのか。 増減がある場合は、その金額、内訳はどのようなになっているか。 2. 公募型プロポーザルについて 公募型プロポーザルの実施体制で、誰が審査を行うのか。 また、プロポーザルの主な評価項目はどういったものがあるのか。

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和元年12月25日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第8号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第7 議案第9号 愛知中部水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

日程第8 議案第10号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	林 ゆきひろ 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	小野田 利信 議員
5番	宮田 康之 議員	6番	渡邊 明子 議員
7番	広瀬 裕久 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	岡本 守直 議員	10番	青山 直道 議員
11番	石じま きよし 議員	12番	なかじま 和代 議員
13番	菱川 和英 議員	14番	石橋 直季 議員
15番	山下 茂 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小野田 賢治 君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君

副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	局 長	野々山 寛 君
次長（管理）	小 島 千 明 君	次長（営業）	相 羽 毅 君
次長（技術）	高 津 桂 一 君	専門監兼建設課長	谷 澤 英 一 君
総 務 課 長	山 田 紀 夫 君	経営企画課長	上 村 知 由 君
営 業 課 長	近 藤 隆 徳 君		

職務のために出席した職員の職氏名

議 会 事 務 部 局 書 記 長	水 野 雅 也 君	議会事務部局書記	後 藤 章 仁 君
議会事務部局書記	加 藤 香 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市建設経済部次長兼下水道課長	伊 東 敏 樹 君	みよし市下水道課長	久 野 恭 司 君
長久手市長 下水道課長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	近 藤 道 明 君

◎開会の宣告

○議長（月岡修一議員） 愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを初め３議案でございます。

慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は１５名で、議員定足数に達しております。よって、令和元年第３回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（月岡修一議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和元年度６月分から令和元年度１０月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（月岡修一議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（月岡修一議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 皆様、改めまして、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第３回愛知中部水道企業団議会の定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年も残すところわずかとなりました。今年を振り返ってみますと、国内各地で自然災害による被害が多く発生いたしました。８月には長崎県から福岡県まで九州北部の広い範囲にかけて、長時間にわたる集中豪雨が発生し、９月には上陸時の勢力が過去最強クラスの台風１５号により、千葉県を中心とした関東地方に長期間にわたる停電を発生させました。また、１０月の台風１９号は、関東・甲信地方、東北地方などで記録的な大雨をもたらし、河川の決壊や氾濫などを招きました。たび重なる自然災害により、とうとい人命を失うとともに、インフラも甚大なる損害を受けました。このたびの災害により亡くなられた皆様には哀悼の意を表するとともに、被害を受けられた皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

ライフラインであります水道も各地で被災し、取水施設の損壊や水道管の破損により、広域的な断水などが発生いたしました。その都度、日本水道協会を中心とした水道救援対策本部が立ち上げられ、被災水道事業への支援活動が行われました。被災地に人員や給水車を即座に派遣する強固な水道事業体同士の支援体制を改めて実感したところでございます。

本企業団におきましても、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震などの地震災害に対する備えとして、計画的に管路の耐震化、老朽管の更新を初めとした各種事業を進め、危機管理対策の推進を図っているところであります。風水害における電力維持の重要性など、さらなる対策の充実と防災意識の向上が必要であることを再認識したところであります。

さて、本年度の事業につきましては、今のところ計画に沿って順調に進んでおり、また、経営面においても主要財源であります料金収入は、人口増に支えられ、予算を少し上回るものと見込んでおります。引き続き、経費削減と事務の合理化により、財源の確保を図り、本年度の事業が計画どおり着実に執行できるよう努めてまいります。

本定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の一部を改正する条例についてを初め3案件でございます。慎重なご審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（月岡修一議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7番、広瀬裕久議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（広瀬裕久議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月26日午前9時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。11月26日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第8号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを初め3件でございます。議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては1名、議案質疑につきましては1名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事の進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡修一議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、1番、服部龍一議員及び12番、なかじま和代議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡修一議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（月岡修一議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許可します。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろ。議長よりご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年8月に企業団議員として、木曽上流域の行政視察を行いました。私たちの使う水のうち、およそ9割が木曽川からの水であり、上流域である水源地の環境を整えるということは非常に重要なことであり、私たちの責務だと考えております。また、将来にわたり持続可能な社会を実現していくために、環境保全、自然との共存は非常に大切なことだと考えます。その上で、きれいな水源を保つため、自然環境を守るため、水源地である木曽川上流域の森林整備は不可欠であり、現在は水道水源環境保全基金をつくり、森林整備協定を結んで木曽川上流域の森林整備を進めていることかと思います。今回は、その水道水源環境保全基金と森林整備事業の状況についてお尋ねをいたします。

1点目、水道水源環境保全基金を活用した森林整備事業ですが、長野県木曽川上流域の森林整備で年間600ヘクタールの整備及び作業道の整備、獣害・虫害対策で毎年上限3,200万円の助成を行うと実施計画にはあります。

しかし、平成28年度では助成額約2,586万円で601ヘクタールの森林整備となって

おりますが、平成29年度は約2,989万円で573ヘクタールの森林整備、平成30年度は2,603万円で474ヘクタールの森林整備ということで、なかなか計画どおりには進んでいないように感じます。この計画どおりに進んでいない主な要因をお聞かせください。

2点目、水道水源環境保全基金は、水道使用量の1立方メートル当たり1円を水道の利用者にご負担していただいておりますが、毎年約3,200万円の積み立てをしておりますが、先ほど述べましたように、実際は毎年3,200万円の活用ができていないようです。現在では幾ら水道水源環境保全基金があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 答弁願います。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理部門担当次長の小島と申します。よろしく申し上げます。

それでは、水道水源保全基金、それから、森林整備事業の現状についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の森林整備が計画どおり進んでいない要因でございますが、木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業につきましては、平成17年度から長野県木曽地域内の民有林のうち、緊急に間伐が必要な森林1万4,000ヘクタールを年間800ヘクタール整備する計画で始まり、平成30年度までに、1万503.5ヘクタールの整備を行っております。

平成26年度までは年間約800ヘクタールの整備を行ってまいりましたが、議員のご指摘にもありますように、平成28、29年度につきましては約600ヘクタールとなっているところでございます。

この主な要因でございますが、国の補助対象事業が切り倒した木をそのまま放置しておく切り捨て間伐から切り倒した木材を麓まで搬出しなければならない搬出間伐へと転換されたことがありまして、切り捨て間伐では必要としない運搬に係る手間が必要となって、作業に係る単価が高くなるものの、面積が伸びない状況となってまいりました。

また、近年、この状況に加え、長野県の国・県補助金交付に係る検査体制の見直しが行われ、申請回数が6回から5回に減少し、これに伴いまして補助金の完了検査後に交付を行っている本企業団の助成金の交付回数が減少したことも挙げられます。

そこで、木曽広域連合と協議をいたしまして、平成30年度から年間の目標面積を600ヘクタールに縮小し、計画期間を令和6年まで2年間延長することで、1万4,000ヘクタールを達成する計画に変更いたしました。

なお、平成30年度におきましては、国、県の補助金の内示決定が9月であったことから、

作業着手が遅くなり、計画の600ヘクタールを達成できなかったものと木曽広域連合のほうから報告を受けております。

2点目の水道水源環境保全基金の残高でございますが、令和元年11月末で答えいたしますが、現金預金で1億3,053万5,573円、有価証券で1億2,000万円の、合わせて2億5,053万5,573円の残高でございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、4点ほど再質問をさせていただきます。

1点目、昨年度の状況ですと、搬出間伐へ変わったということと、国・県補助金の申請回数が減ったという関係で着手が遅れ、時間がかかってしまい目標に達成しなかったというような説明でした。今年度も同じような状況が起こることが予想されます。昨年度の反省を踏まえて、早目に申請や森林整備の準備を進めたほうがいいと考えますが、今年度の現状での森林整備状況をお聞かせください。

2点目、基金の残高は11月末時点で約2億5,000万円あるというようなお話でしたが、実施計画では、令和6年度までに残り3,500ヘクタールが目標とのこと。現状は、基金が使用し切れずに、さらに積み立てをしていて、残高が増えているような状況だと思いますが、今後、どのように活用していくのでしょうか。企業団としてのお考えをお聞かせください。

3点目、近年、再生可能エネルギーとして注目されているバイオマス発電、間伐材を有効に活用するという点でも、地域活性化や雇用促進という観点からも非常に有効かと考えます。水道水源環境保全基金が使用されていないということですので、バイオマス発電を提言していいのでしょうか。

4点目、また、こうした使い切れていない水道水源環境保全基金の活用方法を協議する場はあるのでしょうか。必要であれば、そういった協議する場をつくるといいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（月岡修一議員） 答弁願います。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理次長の小島です。

それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

まずは、1点目の今年度の状況でございますが、まず、申請の手順について少しご説明させていただきますと、木曽郡の森林組合が年間の事業計画を策定いたしまして、その計画に沿って、国・県補助金の内示決定があった後に申請を行っているというものでございます。近年、内示決定の時期が遅くなっているというふうに聞いておりまして、今年度も9月というふうに聞いております。今年度の状況でございますが、12月までで、5回の申請のうち、3回の検査を行っておりまして、整備した森林面積は42.82ヘクタール、森林作業道の整備といたしまして587メートル、それから、獣害対策の面積といたしまして24.36ヘクタール実施され、助成金の合計額といたしましては275万2,650円という状況になっております。

なお、今後、年度末にかけて申請が集中されるということでございますので、現時点におきましては、今年度の最終的な実施状況については未定となっております。

それから、2点目の基金残高の活用でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、現在、森林整備実施計画が令和6年度となっております。したがって、次期の計画につきましては、社会情勢や国の制度を踏まえ、木曽広域連合と情報共有を図りながら、新たな方法の検討も含めて進めてまいりたいと考えております。

それから、3点目のバイオマス発電についてでございますが、本企業団の水源環境保全基金は、水源涵養を目的として設置しておりますので、現段階では、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、従来の森林整備事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本企業団の基金を活用した間伐材の用途について、木曽広域連合のほうに確認をいたしましたところ、一部には木片チップに加工して、木質バイオマス発電の燃料として利用されているものもあるとのことですが、主な用途といたしましては、東日本大震災の復興を目的とした合板製材として多く利用されていると木曽広域連合のほうから聞いております。

最後に、基金活用方法の協議の場についてでございますが、現在進めている森林整備事業に係る協議の場といたしましては、長野県木曽地域振興局林務課、それから木曽広域連合、それから木曽郡内の6町村、森林組合で構成する連絡調整会議というものがございます。こちらに本企業団も参加をいたしまして、森林整備事業の情報収集を行うとともに、水源環境保全基金の活用について意見交換を行っております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第６、議案第８号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

私のほうから、議案第８号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、これに準じて、本企業団職員の給与に関して改めるものでございます。

改正内容といたしましては、別表に定めております企業職給料表１及び企業職給料表２について、国に準じて改めるもので、給料月額を２００円から１，５００円、平均で約０．１％引き上げるものでございます。

この条例は公布の日から施行し、別表給料表の改正規定は平成３１年４月１日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第８号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第7、議案第9号 愛知中部水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

私のほうから、議案第9号 愛知中部水道企業団職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改めるものでございます。

改正内容といたしましては、地方公務員法第16条の改正に伴いまして、条例第3条中の引用部分の改正のほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第9号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第8、議案第10号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山です。

議案第10号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

当初予算第4条の資本的収入の補正及び第5条の債務負担行為を追加するものでございます。

初めに、資本的収入の補正でございますが、愛知県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に基づく補助金を愛知県に対して2億3,122万円を当初予算に計上したところ、満額の交付が決定しておりましたが、対象工事の1つであります三ヶ峯幹線送水管布設替工事その2において、工事が当初の予定より早く進捗していたため、補助金交付要綱に基づき、1,320万円の追加要望を行ったところ、交付が決定したため増額補正をするもので、これにあわせまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条資本的収入及び支出の補正として、収入の第1款資本的収入を1,320万円増額し11億8,258万9,000円とするもので、内容は、第1項県補助金を同額の1,320万円増額し2億4,442万円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、不足する額35億8,329万9,000円を、不足する額35億7,009万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,291万9,000円を当年度分損益勘定留保資金9,971万9,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございますが、補正予算書1ページ、第3条をごらんいただきたいと思ひます。

令和2年9月までが契約期間となっております営業業務委託及び令和2年6月までが契約期間となっております給水受付事務業務委託につきまして、次期契約の業者選定を公募型プ

ロポーザルでの実施を予定しておりますが、委託業者が変更となった場合、現行の業務量等を勘案すると引き継ぎ等の準備期間が必要となり、今年度中に業者選定をする必要があることから、当初予算第5条に定めた債務負担行為に次期契約期間をそれぞれの委託について令和2年度から令和7年度までとし、限度額を営業業務委託が11億3,630万円、給水受付事務業務委託が2億3,395万9,000円とし、それぞれ追加するものでございます。

令和元年12月25日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第10号について、質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろ。

それでは、議案第10号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、質問をさせていただきます。

補正予算書の1ページ目の債務負担行為について、2点質問をさせていただきます。

1点目、営業業務委託及び給水受付事務業務委託について、これまでも営業業務委託及び給水受付事務業務委託については業務委託を行っていると思いますが、今回の業務委託の内容で追加する業務、削減する業務はあるのでしょうか。

また、契約限度額は、これまでと比較して増減はあるのでしょうか。もし増減がある場合は、その金額と内訳についてお聞かせください。

2点目、公募型プロポーザルについて、今回の営業業務委託及び給水受付事務業務委託について、公募型プロポーザルを実施することですが、この公募型プロポーザルの実施体制について、誰が審査を行うのでしょうか。

また、プロポーザルの主な評価項目はどういったものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質疑に対する答弁者、相羽次長。

○次長（営業）（相羽 毅君） 営業担当部門の次長をしております相羽でございます。

私から、債務負担行為におけます営業業務委託及び給水受付事務業務委託についてで質問いただきましたことについて、お答えしてまいります。よろしくお願いいたします。

まず、1項目めでございますが、それぞれの業務についてお答えをしてまいります。

営業業務委託につきましては、新たに追加する業務といたしまして、これまで当該業務とは別で委託しておりました電話交換業務の追加及び民法改正に伴い、水道料金債権の消滅する時効期間が2年から5年に変更されるため、滞納整理業務の期間を変更するものでございます。なお、削減する業務はございません。

次に、契約限度額の増減でございますが、現在の契約金額と比較して消費税込みで6,800万円の増額となります。

また、その内訳についてでございますが、個々の金額につきましては、プロポーザル実施前でございますので控えさせていただき、内訳項目のみお答えさせていただきます。

項目といたしましては、追加した業務を初め、最低賃金の上昇、消費税増税によるものでございます。

次に、給水受付事務業務委託につきましては、新たに追加する業務といたしましては、水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度に関する事務及び業務マニュアルの作成でございます。なお、削減する業務はございません。

また、契約限度額の増減につきましては、現在の契約金額と比較して消費税込みで6,090万円の増額となります。

その内訳といたしましては、先ほどの営業業務委託同様、内訳金額は控えさせていただき、項目のみお答えいたしますと、追加した業務を初め、人件費、消費税増税による増及び業務の履行期間を現契約と比べ3カ月延長し、63カ月とすることによるものでございます。

続きまして、2項目めのプロポーザルの実施体制と主な評価項目についてでございます。

まず、実施体制につきましては、営業業務委託、給水受付事務業務委託とも、企業団内部の関係部署職員で構成する選定委員会を設置し、審査することとしております。

次に、主な評価項目につきましては、両委託とも業務体制、業務取り組み方針といった業務の遂行方法に対する評価、また、会社概要、財務状況、業務の受託実績といった企業内容に対する評価のほか、金額等も含め総合的に評価を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、4点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目、これは確認なんですけれども、営業業務委託で追加するという説明があった電話交換業務、こちらは別件にて委託していたということですので、今まで委託していた電

話交換業務は減るという認識でよいでしょうか。

2点目、営業業務委託は最低賃金の上昇との説明がありました。しかし、給水受付事務業務委託については人件費の増との説明でした。この人件費の増の要因は何でしょうか。配置される人員が増えるということなのか、もしくは、人件費の単価が増額するということなのか。もし、人員が増える、または単価が増額するというのであれば、その理由をお聞かせください。

3点目、各業務委託について、人件費が増えているというような説明でしたが、事業者の雇用契約、もしくは賃金台帳は確認しておりますでしょうか。最低賃金の上昇も1つの要因とのご回答でしたので、そのあたりの確認をしっかりと行っているのかどうかお尋ねいたします。

最後に、4点目、公募型プロポーザルについて、企業団内部の職員で審査を行うということでしたが、今回、金額も大きく、比較的期間も長いというものでもありますので、外部の専門家を交えた審査を行ってはどうかと思います。検討していないでしょうか。

以上、4点よろしく願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、相羽次長。

○次長（営業）（相羽 毅君） 営業部門担当の相羽でございます。

4点ほど再質問していただきましたので、お答えしてまいります。

まず、1点目の電話交換業務ということでございますけれども、電話交換業務につきましては次期営業業務委託の中に含まれておりますので、電話交換業務のみの業務委託はなくなるものということでございます。

次に、2点目の給水受付事務業務委託におけます人件費の増額の要因についてでございますが、給水受付事務業務委託における人件費の増額は、日々の事務量増加や、新たな業務へ対応するため、1名人員増のほか、新たに追加した業務には、水道法改正に伴い、水道業者のより一層の資質向上とお客様への説明責任を果たせるような業者指導も求められており、給水装置工事に関する資格を有した指導的立場の技術者の配置を義務づけたこと及び労務単価の上昇によるものでございます。

次に、3点目の事業者の雇用契約、賃金台帳の確認ということでございますけれども、営業業務委託、給水受付事務業務委託の両委託とも、これまで事業者の雇用契約、賃金台帳の確認は行っておりません。

最後に、4点目でございますけれども、プロポーザルの外部の専門家も交えてということ

でございます。今回のプロポーザルにおきまして、本企業団職員の審査でも両業務委託とも内容を十分理解しており、提案内容と照らし合わせ、費用対効果の面も含め業者選定できるため、外部からの選定委員は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議をいただき、全議案とも可決をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本企業団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような施策を今後も積極的に推進してまいります。皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年も残すところわずかとなり、何かと慌ただしいこのごろであります。また、寒さも一段と厳しくなってきましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご自愛をいただき、ますますご活躍されんことをご期待申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、すばらしい年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（月岡修一議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時40分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年 12月 25日

議 長 月 岡 修 一

署 名 議 員 服 部 龍 一

署 名 議 員 な か じ ま 和 代